

第 21 回総会 平成 31 年 2 月 28 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、2 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

局 長 今月は、農地改良届出が 3 件提出されておりますので報告いたします。番号 1 です。土地の所在：大字三宅字〇〇番他 1 筆、場所は〇〇公民館から南西に約 500m 行った山際の農地です。地目：台帳・現況とも田、面積：393 m<sup>2</sup>です。届出人：〇〇番地、〇〇、理由は地目は田であるが、さつまいも、ジャガイモを作付けするため、埋め立てて畑として利用したいということです。

番号 2 です。土地の所在：大字三宅字〇〇番他 1 筆、場所は〇〇公民館から北に約 200m 行った農地です。地目：台帳・現況とも田、面積：1,514 m<sup>2</sup>です。届出人：〇〇番地 4、〇〇、理由は先の台風により隣接する用水路が氾濫し、稲が水没したため、水害を防止するために敷地内にブロックを設置したいということです。番号 1.2 について現地確認をされています地元委員の〇〇代理に後ほど報告をお願いします。

番号 3 です。土地の所在：大字藤田字〇〇番他 2 筆、場所は〇〇から南に約 250m 行った農地です。地目：台帳・現況とも田、面積：2,702 m<sup>2</sup>です。届出人：〇〇番地 1、〇〇、理由は 550 番、551 番は、水路より高く水がのらないので、切り土して水がのるようにし、552 番は逆に水はけが悪いので盛り土して良好な農地として利用したいということです。現地確認をされています地元委員の〇〇委員に後ほど報告をお願いします。

15 番 先ず 1 項から報告します。申請人は三宅の〇〇さんです。場所は〇〇公民館から南西に約 500m 行った山際の農地です。理由は地目は田であるが、周囲より一段高く田としての利用は困難なことから、20～40 cm盛り土を行い良好な畑にして、さつまいも、ジャガイモを栽培したいということのようであります。

次に2項を報告します。申請人は童子丸の〇〇さんです。場所は〇〇公民館から北に約200m行った農地です。理由は先の台風時には隣接する用水路が氾濫し、泥水が申請地内に流入し、稲が水没して甚大な被害を受けたため、敷地内に最高5段のブロックを積んで流入を防止し安心して米を作りたいということです。

18番 申請人は下三財の〇〇さんです。場所は〇〇から南に約250m行った農地です。理由は550番、551番は、以前ハウスが建設されていましたが、取り壊して今は水田として活用されています。しかし水路より高く水がのらないので、切り土して水がのるようにし、552番は逆に水はけが悪いので550番、551番で切り土した土を盛り土して良好な農地として利用したいということです。

局長 今月は、相続届2件、使用貸借合意解約3件、賃貸借合意解約15件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から平成30年度第21回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議長 本日の出席状況を報告します。本日は、全員出席であります。本日の議案件数でありますが、5件を提案しております。

議長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。10番〇〇委員、27番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第126号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第126号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：その他1件、畑2,269㎡、その他（登記・山林、現況・畑）1,251㎡、計3,520㎡です。合計1件、畑2,269㎡、その他1,251㎡、計3,520㎡です。

1項を説明します。譲受人：宮崎市日ノ出町の〇〇、譲渡人：国富町八代の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番他5筆、登記・山林、畑、現況・畑、面積3,520㎡、申請

内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 360 枚の 2 区画です。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

5 番 今回は 20 番〇〇委員と私（5 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 2 月 21 日午前 8 時 30 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第 5 条 1 件を報告します。なお、非農地証明の現地確認には〇〇委員にもご同行いただいています。報告しますので皆様のご審議をよろしくをお願いします。

20 番 1 項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落であります。〇〇前交差点を佐土原方面に約 2km 進み右折して 400m 進みさらに 100m 東側に進んだ農地です。転用の理由であります、申請人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということであります。現地の状況は、東側は原野、西側は太陽光発電施設、南側は譲渡人の農地、北側は宅地であります。雨水対策としては、基本的には砂利敷きで自然浸透処理であります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、敷地内に畝が設置済みでありますので流出には特に懸念するところはありません。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのことです。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第 2 種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地は、里道を挟んで 2 箇所になります。2 箇所をフェンスで囲みます。

地図の北側の申請地については、北側に雑木を挟んで宅地ではありますが、2m 程度の

段差がありますので北側への流出は問題ありません。西側の太陽光発電施設は3m程度の段差がありますので西側への流出は問題ありません。東側は竹林となっておりますが民家等はありませんので流出は問題ありません。周囲には既に畝が設置してあり特に問題はあります。南側の申請地については、北から南に傾斜があるため、北側への流出はありません。西側の太陽光発電施設は3m程度の段差がありますので西側への流出は問題ありません。東側は竹林となっておりますが民家等はありませんので流出は問題ありません。南側は譲渡人の農地であり特に問題はあります。全体として周囲には既に畝が設置してあり、雨水並びに排水の周辺への流出等については問題ないと判断しております。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第127号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第127号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：売買11件、田7,788㎡、畑4,567㎡、計12,355㎡です。贈与4件、田16,681㎡、畑5,260㎡、その他(登記・山林、現況・田)428㎡、計22,369㎡です。賃貸借1件、田2,516㎡、計も同じです。合計16件、田26,985㎡、畑9,827㎡、その他428㎡、計37,240㎡です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a 要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

議長 次に 1 項について説明をお願いします。

局長 1 項について説明いたします。譲受人：宮崎市福島町の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 604 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買で空き家に附属する農地です。

議長 担当の補足説明をお願いします。

事務局 1 項について報告します。今回の申請は、穂北の〇〇さんから、宮崎市福島町の〇〇さんへの売買になります。申請地につきましては、11 月の総会議案第 109 号空き家に附属した農地として指定の承認を戴いたところであり、今回空き家と一緒に購入されるとのことで、譲受人から「取得農地を 5 年以上継続して耕作する旨の誓約書」及び「営農計画書」の提出はされており、問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。売買金額につきましては、10a 当たり〇〇円、総額〇〇円であります。

議長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2項について説明をお願いします。

局 長 次に2項について説明いたします。譲受人：童子丸の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1他1筆、登記・現況とも田、面積982㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 2項について報告します。今回の申請地は、〇〇公民館から南に約200m進み、更に東に約150m進んだ迫田の農地になります。今回の申請は、三宅の〇〇さんから、譲受人であります兼業農家の童子丸の〇〇さんへの既に取得済み農地とともに利便性の向上を図るための売買になります。譲受人は童子丸、三宅地区で水稻、栗を約15,480㎡作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことであります。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、耕耘機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3項について説明をお願いします。

局 長 3項について説明いたします。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、  
申請地：大字三宅字〇〇番16他6筆、登記・現況とも田、面積5,997㎡、権利の内  
容：所有権移転・一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 今回の申請地は〇〇集落内にある農地です。申請理由は、高齢になった三宅の〇  
〇さんから同一世帯の子供の〇〇さんへの一括贈与であります。〇〇さんは〇〇を  
退職後専業農家として水稲、WCS、露地野を77a作付けされています。農業従事には  
意欲的で問題ありません。現地は農地として活用されていることを確認しました。  
農機具はトラクター、田植機、運搬車、動噴等を所有しています。周辺への作物へ  
の影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しま  
した。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願いま  
す。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4項について説明をお願いします。

局 長 次に4項について説明いたします。譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番1、登記・現況とも畑、面積3,400㎡、権利の内容：所有権移転・部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 4項について報告します。今回の申請地は、茶臼原地区にある集落内の農地になります。今回の申請は、高齢になった父の〇〇さんから、譲受人であります畜産業を営む専業農家の〇〇の経営の安定化を図るための贈与になります。譲受人は茶臼原地区で肉用牛を6,501頭、飼料作物を約24ha作付けされており、申請地にはこれまで同様に飼料作物を作付けされるとのことであります。農機具につきましては、トラクター、配餌車、ショベルローダー、ラッピングマシーン、フォークリフト、トラック、動噴等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5項の説明をお願いします。

局 長 5項について説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番他2筆、登記・現況とも田、面積3,581㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 5項について報告します。今回の申請地は、国道219号線の〇〇から〇〇に向う途中の〇〇入り口から西に約30mから50m進んだ農地になります。今回の申請は、南方の〇〇さんから南方の〇〇さんへの譲受人の規模拡大したいという要望による売買であります。当初は賃貸借で話しが進んでいましたが、譲渡人の強い要望により売買となったものであります。譲受人は〇〇集落で施設きゅうりを中心に経営され約5,288㎡作付けされており、申請地にはニラを作付けされるとのことであります。現地は農地として管理されていることを確認しました。農機具はトラクター、軽トラ、作業車等必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6項の説明をお願いします。

局 長 6項について説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1、登記・現況とも田、面積2,137 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

24 番 6項について報告します。今回の申請地は、県道都農・綾線の〇〇を抜けて〇〇方面へ約300m進んだ農地になります。今回の申請は、三納の〇〇さんから〇〇さんへの譲受人の規模拡大したいという要望による売買であります。譲受人は〇〇集落で水稻、甘藷、栗を中心に約7,893 m<sup>2</sup>を作付けされている兼業農家であります。申請地には水稻を作付けされるとのことです。現地は農地として管理されていることを確認しました。農機具はトラクター、軽トラは所有していますが、田植え稲刈り等は委託をしています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7項の説明をお願いします。

局 長 7項について説明いたします。譲受人：山田の〇〇、譲渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番1、登記・現況とも田、面積264㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5 番 7項について報告します。今回の申請地は、県道高鍋・高岡線沿いの〇〇から北北西に約200m進んだ集落内の農地になります。今回の申請は、山田の〇〇さんから山田の〇〇さんへの譲受人の経営の安定を図るための売買であります。申請地は当初堆肥置き場としてコンクリートが敷かれていましたが、現在は片付けされており農地として管理されていることを確認しました。譲受人は〇〇集落で水稻、野菜を中心に約16,628㎡作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことあります。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、耕耘機、軽トラ等農作業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました7項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に8項の説明をお願いします。

局 長 8項について説明いたします。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：新富町新田の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況とも田、面積824㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 8項について報告します。今回の申請地は、〇〇公民館から南に約300m進んだ集落内の農地になります。今回の申請は、新富町新田の〇〇さんから、譲受人であります三宅の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲渡人の〇〇さんは、以前は〇〇に居住されており地元の方で現在の耕作者に譲渡したいと希望されておられました。譲受人は〇〇集落で水稻、スイートコーン、ゴーヤを約10,981㎡作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことであります。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、管理機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました8項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に9項、10項は関連がありますので合わせて説明をお願いします。

局 長 9項について説明いたします。譲受人：妻町二丁目の〇〇、譲渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも畑、面積780㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

10項について説明いたします。譲受人：妻町二丁目の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも畑、面積1,523㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 9項、10項について報告します。今回の申請地は、県道荒武・新富線沿いの〇〇から東に約50m進んだ高台の農地になります。今回の申請は、岩爪の〇〇さん並びに鹿野田の〇〇さんから、譲受人であります妻町二丁目の〇〇さんへの農業経営の安定のための売買になります。譲受人は〇〇と農業の兼業であります。鹿野田、荒武地区で水稻、大根を約11,908㎡作付けされており、申請地には大根を作付けされとのことであります。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、耕耘機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、9項は10a当たり〇〇円です。10項は10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました9項、10項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 11 項の説明をお願いします。

局 長 11 項について説明いたします。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、  
申請地：大字岩爪字〇〇番他 11 筆、登記・畑、田、山林、現況・畑、田、面積 11,260  
㎡、権利の内容：所有権移転の一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

25 番 11 項について報告します。今回の申請地は都於郡、〇〇集落内にある農地です。

申請理由は、高齢になった鹿野田の〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継による一括贈与であります。〇〇さんは専業農家として水稻、飼料、甘藷を 12,334 ㎡作付けされています。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、動噴等を所有しています。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 11 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 12 項、13 項は関連がありますので合わせて説明をお願いします。

局 長 12 項について説明いたします。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 180 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

13 項について説明いたします。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：宮崎市新名爪の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 891 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 12 項、13 項について報告します。今回の申請地は、〇〇から東に約 200m 進み、北に 150m 進み、右折して 100m 進んだ集落内の農地になります。今回の申請は、下三財の〇〇さん並びに宮崎市新名爪の〇〇さんから、譲受人であります下三財の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で施設ニラ、水稻、スイートコーン、飼料を約 22,449 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地にはスイートコーンを作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、タイヤショベル等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 12 項の売買金額は、10a 当たり〇〇円で、13 項の売買金額は住宅込みで〇〇円で

あります。

議 長 説明がありました 12 項、13 項について審議をお願いします。発言のある方は挙  
手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 14 項の説明をお願いします。

局 長 14 項について説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：宮崎市島之内の〇  
〇、申請地：大字南方字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 2,516 m<sup>2</sup>、権利の  
内容：賃貸借の設定です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 14 項について報告します。今回の申請地は〇〇集落内にある農地です。今回の申  
請地は、〇〇から北西に約 200m 進んだ所にある農地と約 400m 進んだ所にある農地  
になります。今回の申請は、宮崎市島之内の〇〇さんから、譲受人であります南方  
の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための賃貸借になります。譲受人は〇〇集落  
で WCS、野菜を約 15,749 m<sup>2</sup> 作付けされており、申請地には WCS を作付けされるとの  
ことであります。農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽ト  
ラ、トラック等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への  
影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可  
相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 14 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 15 項の説明をお願いします。

局 長 15 項について説明いたします。譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも畑、田、面積 1,712 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 15 項について報告します。今回の申請地は妻地区の〇〇集落内にある農地です。申請理由は、岡富の〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継による部分贈与であります。〇〇さんは専業農家として水稻、ピーマン、スイートコーンを 52,814 m<sup>2</sup>作付けされています。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、乾燥機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました15項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に16項の説明をお願いします。

局 長 16項について説明いたします。譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番1他2筆、登記・現況とも畑、面積589㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 16項について報告します。今回の申請地は、県道荒武・新富線沿いの〇〇の農地になります。今回の申請は、荒武の〇〇さんから、譲受人であります荒武の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水稻、大根、ハウレンソウを約44,448㎡作付けされており、申請地には大根を作付けされるとのことであります。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、軽トラ、2t ダンプ等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました16項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願いま

す。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 128 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について  
(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 128 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について  
(所有権移転)、件数及び面積：田 23,028 m<sup>2</sup>、畑 13,945 m<sup>2</sup>、合計 15 件、面積 36,973  
m<sup>2</sup>です。次に項目毎に説明します。

1 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1  
筆、登記・現況とも田、畑、面積 2,041 m<sup>2</sup>です。

2 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登  
記・現況とも田、面積 1,033 m<sup>2</sup>です。

3 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登  
記・現況とも田、面積 999 m<sup>2</sup>です。

4 項 譲受人：妻の〇〇、譲渡人：宮崎市佐土原町の〇〇、申請地：大字童子丸字  
〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 1,229 m<sup>2</sup>です。

5 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：山口県岩国市の〇〇、申請地：大字南方字〇  
〇番 1、登記・現況とも田、面積 1,367 m<sup>2</sup>です。

6 項 譲受人：妻の〇〇、譲渡人：新町の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番 1、登  
記・現況とも田、面積 482 m<sup>2</sup>です。

- 7 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 2 筆、登記・現況とも田、面積 5,700 m<sup>2</sup>です。
- 8 項 譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 322 m<sup>2</sup>です。
- 9 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番、登記・現況とも田、面積 684 m<sup>2</sup>です。
- 10 項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番他 1 筆、登記・畑、現況・田、畑、面積 11,489 m<sup>2</sup>です。
- 11 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 1,442 m<sup>2</sup>です。
- 12 項 譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,021 m<sup>2</sup>です。
- 13 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 2、登記・現況とも田、面積 2,919 m<sup>2</sup>です。
- 14 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 3、登記・現況とも田、面積 3,271 m<sup>2</sup>で農地中間管理特例事業です。
- 15 項 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,974 m<sup>2</sup>で農地中間管理特例事業です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、3 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項～15 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は

挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 129 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について  
(利用権設定) を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 129 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について  
(利用権設定)、件数及び面積：田 69,316 m<sup>2</sup>、畑 34,382 m<sup>2</sup>、合計 23 件、面積 103,698  
m<sup>2</sup>、契約期間別内訳：3 年未満、件数 1 件、田 5,343 m<sup>2</sup>、3 年～6 年未満、件数 10  
件、田 21,179 m<sup>2</sup>、畑 7,882 m<sup>2</sup>、10 年以上、件数 12 件、田 42,794 m<sup>2</sup>、畑 26,500 m<sup>2</sup>  
となります。

項目毎に説明します。

1 項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、  
登記・現況とも田、面積 2,632 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。

2 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番他 2 筆、  
登記・現況とも田、面積 2,546 m<sup>2</sup>、3 月から 5 年の賃貸借の再設定です。

3 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番  
4、登記・現況とも田、面積 1,867 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。

4 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 5 他 1  
筆、登記・現況とも田、面積 2,411 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。

5 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 2 他 1

筆、登記・現況とも畑、面積 5,999 m<sup>2</sup>、4 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

6 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番他 1 筆、  
登記・現況とも畑、面積 697 m<sup>2</sup>、4 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

7 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 2 筆、  
登記・現況とも田、面積 5,343 m<sup>2</sup>、3 月から 2 年の年金による賃貸借の再設定で  
す。

8 項 譲受人：聖陵町の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登  
記・現況とも畑、面積 915 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定  
です。

9 項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・  
現況とも畑、面積 1,335 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定で  
す。

10 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番  
他 3 筆、登記・現況とも畑、面積 14,725 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の年金による賃貸借  
の新規設定です。

11 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登  
記・現況とも畑、面積 2,512 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。

12 項 譲受人：木城町椎木の〇〇、譲渡人：木城町椎木の〇〇、申請地：大字穂北  
字〇〇番他 2 筆、登記・現況とも田、面積 10,324 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の賃貸借の  
新規設定です。

13 項 譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：藤田の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番  
他 2 筆、登記・現況とも田、面積 2,574 m<sup>2</sup>、3 月から 3 年の賃貸借の新規設定で  
す。

14 項 譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：藤田の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番他 9

筆、登記・現況とも田、面積 7,438 m<sup>2</sup>、3 月から 3 年の賃貸借の新規設定です。

15 項 譲受人：藤田の〇〇、譲渡人：藤田の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況とも畑、面積 5,108 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。

16 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 他 12 筆、登記・田、現況・田、畑、面積 15,950 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。

17 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他 5 筆、登記・現況とも畑、田、面積 5,174 m<sup>2</sup>、3 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

18 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積 378 m<sup>2</sup>、3 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

19 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,917 m<sup>2</sup>、3 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

20 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 1,966 m<sup>2</sup>、3 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

21 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 3、登記・現況とも田、面積 372 m<sup>2</sup>、3 月から 5 年の賃貸借の新規設定です。

22 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：加勢の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 5 筆、登記・現況とも田、面積 9,610 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

23 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 1,905 m<sup>2</sup>、4 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、3月を予定しております。

議 長 説明がありました1項から23項までを一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第130号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第130号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号1の説明をいたします。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字下三財字〇〇番8他1筆、地目・台帳・畑、現況・宅地、面積562㎡、所有者：宮崎市大字新名爪〇〇番地6、氏名：〇〇、事由1になります。

議 長 番号1について地元委員の説明を求めます。

2 番 番号1を報告いたします。三財地区の〇〇集落で〇〇から東に約200m進み、北に150m進み、右折して100m進んだ集落内の農地になります。現況は宅地となっておりますが、固定資産の課税台帳で昭和22年建築ということを確認していますので事由

1 と判断しました。皆様のご審議をお願い致します。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 33 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_

27 番 \_\_\_\_\_